

# 自動車保険改定のご案内

自動車

平素より東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。  
 弊社では、2025年1月1日付で自動車保険の改定を以下のとおり実施します。  
 改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## 1 | 商品の改定

### 1 車両全損時復旧費特約の対象拡大および車両保険における限度額引上げ払の廃止

対象となる  
商品

トータルアシスト  
自動車保険

TAP

#### ①「車両全損時復旧費特約」の対象拡大

●車両保険金額が25万円未満の場合も「車両全損時復旧費特約」をご契約いただけるように改定します(ただし、車両保険金額が5万円の場合を除きます。)

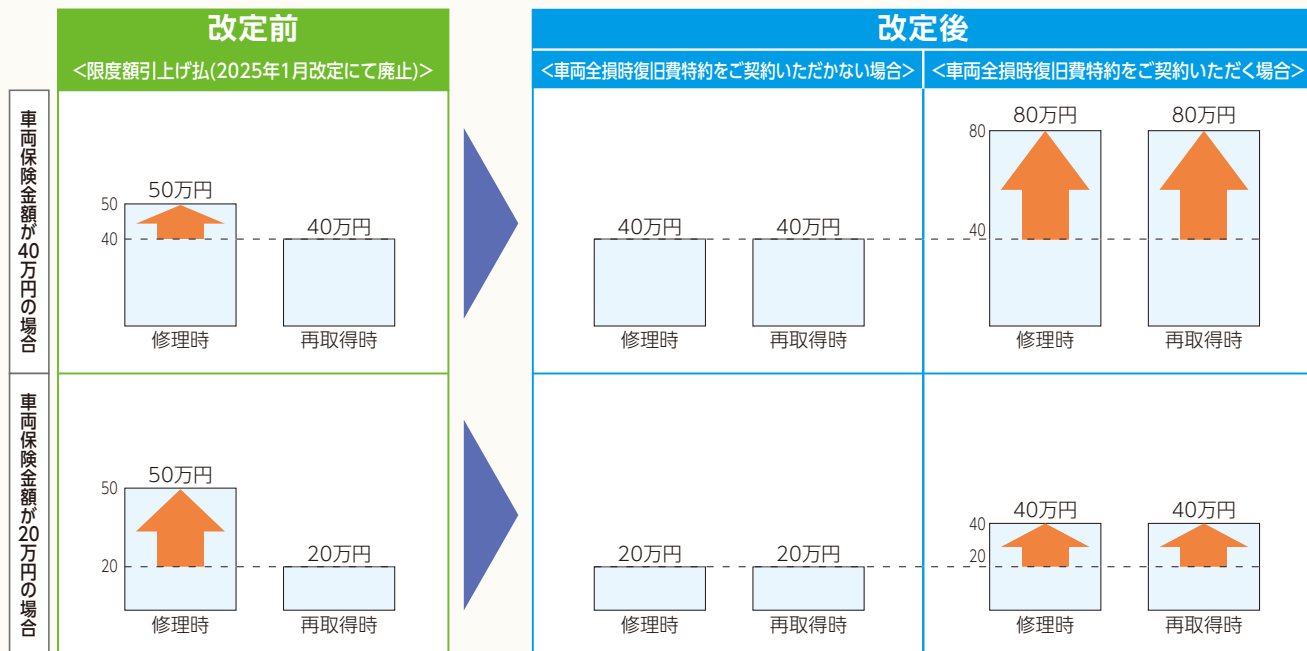
#### ②車両保険における「限度額引上げ払」の廃止

●車両保険金額が50万円未満の車両保険について、修理費が車両保険金額以上となり修理をする場合に50万円を限度に保険金をお支払いする取扱い(以下、「限度額引上げ払」)を廃止します。これに伴い、更新前のご契約で「限度額引上げ払」が適用されていた場合は、修理時における補償が縮小します。

●更新後のご契約で「車両全損時復旧費特約」をご契約いただく場合には、「車両全損時復旧費特約」をご契約いただかない場合と比較して修理時だけでなく再取得時についても補償が拡充されますので、本特約のご契約をご検討ください。

※更新前のご契約で、「車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約」または「車両全損時復旧費特約」をご契約の場合等は、「限度額引上げ払」は適用されていません。

<車両保険金額が50万円未満の場合における車両保険金の補償上限額(イメージ)>



「限度額引上げ払」では、ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となり修理する場合に50万円を限度に補償されました。



事故により損傷を受けて修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合に「復旧費用限度額」\*を限度に保険金をお支払いする「車両全損時復旧費特約」をご契約いただくことで、修理時だけでなく再取得時も手厚く補償されます!

\*車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額です。

## 2 車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約の補償拡充

対象となる  
商品

トータルアシスト  
自動車保険

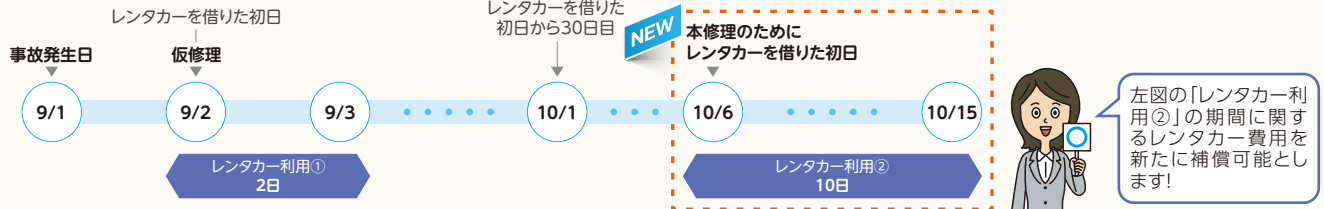
TAP

事故・故障・盗難によりご契約のお車の代替としてレンタカーを借りるための費用について、レンタカーを借りた初日からの経過日数にかかわらず、レンタカーを借りた通算日数(事故・盗難の場合は30日、故障の場合は15日が限度)によって支払対象日数を算定する方法に変更します。本改定により、仮修理後に本修理を行う等、レンタカーを借りる期間が空いてしまう場合でも、事故・盗難の場合は30日、故障の場合は15日を限度にレンタカー費用を補償します。

### <レンタカー費用の支払対象日数>



### <例:事故による仮修理のために9/2から2日間、その後、本修理のために10/6から10日間レンタカーを利用した場合>



## 3 故障補償特約(搬送時)の改定

2025年1月  
以降の保険事故

対象となる  
商品

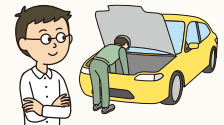
トータルアシスト  
自動車保険

TAP

●ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合で、故障した部品の修理に付随して消耗部品や油脂類の交換または補充が必要となることについては、その消耗部品や油脂類の交換費用等を補償対象とします。

### <具体例>

- ・エンジンの修理に伴い、エンジンオイルを新しいものに交換する。
- ・ラジエーターの修理に伴い、冷却水を新しいものに交換する。等



- また、補償対象外である消耗部品や油脂類の定義を明確化します。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
- 本改定は、2024年12月31日以前始期のご契約についても、2025年1月1日以降に発生した保険事故から適用します。

### 「故障補償特約(搬送時)」とは…

- ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合に、ご契約のお車に生じた故障損害について10万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が10万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。
- 本特約のみにかかわる保険事故(ノーカウント事故との組み合わせを含みます。)については「1等級ダウン事故」として取り扱います。
- 本特約は以下①～④の要件をすべて満たすご契約に自動セットします。

- ①記名被保険者を個人とするノンフリート契約であること
- ②車両保険(一般条件)をご契約いただいていること
- ③ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車のいずれかであること
- ④始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から84か月を超えている\*1こと



**!** 保証契約(メーカー保証や延長保証等)にご加入の場合等、「故障補償特約(搬送時)」の補償が不要な場合は「故障搬送時車両損害補償特約の不適用に関する特約」をご契約ください。

\*1 初度登録(初度検査)年月の翌月を1か月目とカウントします。

(例:初度登録年月が2017年12月の場合は、2025年1月1日以降を始期日とするご契約から自動セットされます。)

※ご契約のお車がレンタカーもしくは教習用自動車の場合または「リースカー車両費用保険特約」もしくは「車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約の不適用に関する特約」をご契約の場合は自動セットされません。

## 4 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約の引受停止

対象となる  
商品

トータルアシスト  
自動車保険

TAP

- 地震発生時におけるお客様対応力強化の観点から、地震リスクに関する補償のラインアップ見直しを行い、更新契約に限ってご契約いただいていた「地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約」のお引受けを停止します。地震リスクに関する補償をご希望される場合は、より迅速な保険金のお支払いが可能な「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」のご契約をご検討ください。
- 更新前のご契約で「地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約」をご契約の場合で、更新後のご契約に「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をご契約いただける条件を満たすときは、更新ガイドブックの前契約同等プラン(プラン③)に「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットしてご案内します。

### 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」とは…

地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損\*2となった場合に、移動手段の確保等、記名被保険者が臨時に必要な費用に対して50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額)をお支払いします。

\*2 この特約に定める全損の定義に該当する場合をいいます。



- ご契約のお車の用途・車種が二輪自動車や一般原動機付自転車であるご契約等では、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をご契約いただけません。
- 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」の保険金は、ご契約のお車の所有者ではなく記名被保険者にお支払いします。

# 2 | 保険料の改定

## 1 保険料の見直し

対象となる商品

トータルアシスト  
自動車保険

TAP

ドライバー  
保険

- 近年、世界的な物価上昇傾向の継続等によって事故1件あたりの保険金お支払い額が増加していることや大規模自然災害(震災等)の多発等により、自動車保険における保険金のお支払いは増加傾向にあります。
- 今後も自動車保険を安定的にご提供し続けるため、弊社では事業費抑制や不正な保険金請求等を防止するための体制強化に取り組むとともに、平均的な保険料水準を約+3.5%引き上げます。なお、ノンフリート等級の進行や車両保険金額の減価等を踏まえた実際にお客様にご負担いただく保険料への影響は、平均的に約+2.5%の引上げです。
- 今回の改定では、リスク実態を踏まえて直近における保険金のお支払いが相対的に多いご契約条件を中心に引上げを実施し、それ以外のご契約条件では引上げ幅を抑えています。実際にお客様にご負担いただく保険料は、ご契約条件により、引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

## 2 各種割増引の改定

対象となる商品

トータルアシスト  
自動車保険

TAP

### ①ゴールド免許割引率の拡大\*3

保険金のお支払い状況等を踏まえ、ゴールド免許割引率を拡大します。なお、ご契約条件によって割引率は異なります(最大割引率は18%です)。

<ゴールド免許割引率>

	改定前		改定後	
	年齢を問わず補償 21歳以上補償	26歳以上補償 35歳以上補償	年齢を問わず補償 21歳以上補償	26歳以上補償 35歳以上補償
本人限定特約	10%割引	15%割引	12%割引	18%割引
本人・夫婦限定特約	7%割引	12%割引	9%割引	15%割引
上記特約をセットしない場合				

\*3 トータルアシスト自動車保険のみ対象です。

※ゴールド免許割引とは、運転免許証の種類(色)がゴールド以外の場合と比較した保険料割引をいいます。

### ②Web証券割引の廃止

脱炭素(ペーパーレス化)の社会的気運の高まりや証券等をWeb上で閲覧することの利便性が認知されつつあることを踏まえ、Web閲覧の認知度向上を目的として導入した「Web証券割引」を廃止します。

## 3 型式別料率クラス制度の見直し

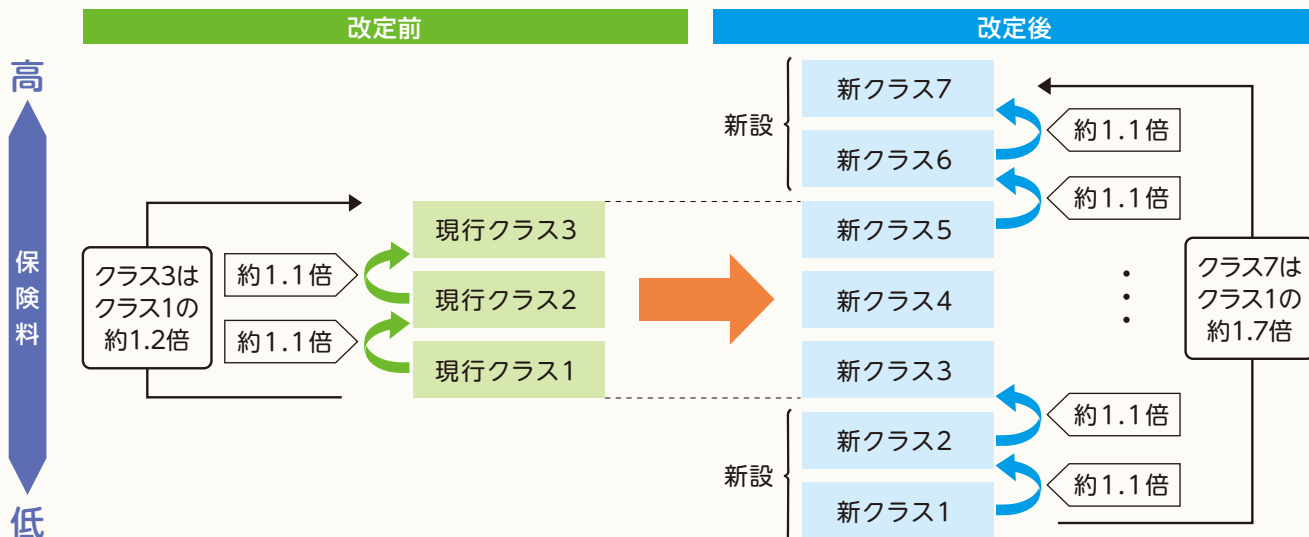
対象となる商品

トータルアシスト  
自動車保険

TAP

- 保険料負担の公平化を図ることを目的として、お車の型式ごとの保険事故実績をもとに、料率クラスを決定する「型式別料率クラス制度」を採用していますが、2023年に損害保険料率算出機構が実施した参考純率の改定に準拠し、自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラスを現行の3クラスから7クラスに拡大します。保険料が最も低い現行クラス1は新クラス3とし、保険料が最も高い現行クラス3は新クラス5としたうえで、現行クラス1よりも保険料の低いクラスを2つ、現行クラス3よりも保険料の高いクラスを2つ新設します。クラス間の保険料較差は現行と変わらず約1.1倍です。
- 型式別料率クラスは「対人賠償・自損事故傷害」「対物賠償」「人身傷害・搭乗者傷害」「車両」それぞれについてクラス区分を設けており、この料率クラスは毎年1月1日付で見直しが行われます。ご契約のお車に対する型式別料率クラスはご契約の始期日が属する年の1月1日に決定されたものを適用します。

<自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラス>



裏面に続きます。→



# 3 | その他の改定

下表のとおり改定を実施します。各項目の詳細および下表以外の改定内容については、代理店または弊社までお問い合わせください。

項目	概要	トータルアシスト 自動車保険	TAP	ドライバー 保険
(1) 他車運転危険補償特約 (二輪・原付)の 自動セット化	ご契約のお車が自家用二輪自動車・一般原動機付自転車・特定小型原動機付自転車である場合で、記名被保険者が個人のととき(記名被保険者が法人で「法人契約の個人被保険者に関する特約」をご契約の場合を含みます。)には、「他車運転危険補償特約(二輪・原付)」を自動セットします。ただし、車両保険のみのご契約を除きます。	—	○	—
(2) 入院時選べるアシスト 特約の改定	入院時選べるアシスト特約における一部の補償メニューについて、支払対象期間*1内にご利用いただけないやむを得ない事情が生じた場合は、入院3日目からその日を含めて1年を超えない期間までご利用可能とします。 *1 入院3日目から補償を受けられる方の入院中および退院日からその日を含めて30日以内の期間をいいます。ただし、入院3日目からその日を含めて180日目までに限ります。	○	○	—
(3) 搭乗者傷害特約 (一時金払)の改定	「上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の腱・筋・靱帯の損傷」によって5日以上の治療が必要となった場合にお支払いする入院給付金の額を「30万円」から「10万円」に変更します。	—	○	○
(4) 競技・曲技等使用危険 補償特約の引受停止	保険金のお支払い状況等を踏まえて、競技・曲技等使用危険補償特約のお引受けを停止します。これに伴い、2025年1月1日以降始期契約より、原則として競技中等のリスクを補償する特約の引受けはできません。	○	○	—
(5) 特定小型原動機付 自転車に関する 用途・車種区分の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定小型原動機付自転車の用途・車種区分を新設し、自動車保険における用途・車種区分「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」に細分化します。</li> <li>● 「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」について、両用途・車種間の車両入替を可能とします。</li> <li>● これまでご契約のお車の用途・車種区分が「原動機付自転車」の場合は、更新ガイドブックの用途・車種区分を「一般原動機付自転車」としてご案内しています。ご契約のお車の用途・車種が「特定小型原動機付自転車」に該当する場合は、代理店または弊社にお申出ください。</li> </ul>	—	○	—
(6) 個人賠償責任補償特約 等の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受託品の損壊事故等について、従来は受託品には含めず補償対象外としていた次の物を新たに受託品に含めて補償対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ノートパソコン」や「タブレット端末」等</li> <li>・「デジタルカメラ」、「スマートウォッチ」、「無線機」等のうち、自発的通信機能を有する物*2</li> </ul> </li> <li>● 補償対象となる受託品に含まれない「携帯式通信機器」や「携帯式電子事務機器」の約款上の文言について、該当する機器を列挙して明示します。*2</li> </ul> <p>*2 「車内携行品補償特約」における保険の対象についても同様の改定を実施します。</p>	○	○	—

## 「保険証券・保険契約継続証」・「次回更新時のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)」に関するご案内

弊社ではお客様とともに環境保護を行うことをコンセプトにご契約手続きや保険金お支払手続きにおけるペーパーレス化を積極的に推進しています。これに伴い、2025年1月1日以降始期契約より、保険証券・保険契約継続証・次回更新時のご案内につきましては、Web(ホームページ)で閲覧いただく方式をおすすめします。保険証券・保険契約継続証・次回更新時のご案内について「Web(ホームページ)で閲覧する」にチェックいただいた場合、東京海上日動マイページでご確認いただけます。東京海上日動マイページは、弊社ホームページまたは専用アプリ(右記の2次元コードよりダウンロードください。)からご利用ください。  
※ご契約者が法人の契約や明細型契約等一部のご契約およびドライバー保険では、「Web証券」・「Web更新案内」をご選択いただけません。



## ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称	ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト自動車保険	総合自動車保険	故障補償特約(搬送時)	故障搬送時車両損害補償特約
TAP	一般自動車保険	本人限定特約	運転者本人限定特約
ドライバー保険	自動車運転者保険	本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
車両全損時復旧費特約	車両全損時復旧費用補償特約	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約		

※このチラシのご案内は、トータルアシスト自動車保険、TAP、ドライバー保険のご契約を対象としております。  
 ※このチラシは、2025年1月に実施する自動車保険改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。  
 ※ご契約に関する個人情報は、弊社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは、弊社のホームページをご参照ください。  
 ※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

## 事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-119-110

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

0120-560-057

受付時間: 24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



## 保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや  
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社  
www.tokiomarine-nichido.co.jp